

小田原市監査委員公表第 1 号

令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け監査第 1 8 3 号の監査結果に基づき小田原市下府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	財産区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。	管理人に対し、謝礼金を支出しました。

小田原市監査委員公表第 2 号

令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け監査第 1 8 3 号の監査結果に基づき小田原市豊川財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>施業管理台帳として提出された書面に一部の施業履歴が記載されていなかった。</p> <p>財産区は財産を管理することを目的として設置されたものであるため、主要な財産である山林の施業履歴については、施業した時期・場所・面積・内容等、山林という財産を適切に管理するために必要と考えられる情報をしっかり記載すべきである。</p>	<p>施業場所、時期、内容等を記載した施業管理台帳を別紙のとおり作成しました。（別紙略）</p>
2	<p>財産区区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。</p>	<p>管理人に対し、謝礼金を支出しました。</p>

小田原市監査委員公表第 3 号

令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け監査第 1 8 3 号の監査結果に基づき小田原市上府中財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

小田原市監査委員 数 馬 勝

小田原市監査委員 近 藤 正 道

小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	財産区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。	管理人に対し、謝礼金を支出しました。

小田原市監査委員公表第 4 号

令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け監査第 1 8 3 号の監査結果に基づき小田原市酒匂財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	<p>自治会連合会に交付した補助金について、事業の完了後に交付申請を受け、交付決定を行っていた。</p> <p>財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した自治会連合会への補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。</p>	<p>小田原市酒匂財産区に係る補助金交付については、自治会連合会に年度当初に申請書の提出依頼を送付し、適正な申請手続きを複数回促したが、事業の進捗の確認に不足があった。</p> <p>今後は補助金交付要綱に基づき、適正に補助金を執行するよう、申請者である酒匂地区自治会連合会長に申し入れるとともに、連絡を密に取り適正な補助金交付に努めることといたします。</p>

小田原市監査委員公表第 5 号

令和 5 年 1 0 月 2 6 日付け監査第 1 8 3 号の監査結果に基づき小田原市片浦財産区財産管理者が講じた措置について通知を受けたので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 9 条第 1 4 項の規定により、当該措置の内容を次のとおり公表する。

令和 6 年 2 月 1 5 日

小田原市監査委員 数 馬 勝
小田原市監査委員 近 藤 正 道
小田原市監査委員 鈴 木 敦 子

番号	指摘等の内容	措置状況
1	財産区有林の管理を依頼した管理人に対する謝礼金を支払っていなかった。財産の管理に係る支出事務を適正に執行する必要がある。	管理人に対し、謝礼金を支出しました。
2	自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書に事業結果報告書が添付されていなかった。 財産区の権能上、財産区による補助金交付は、財産の維持管理上必要なものに限られており、従来から言及してきたように、補助金の在り方自体の検討が必要なところであるが、上述した補助金が地方自治法上の補助金として交付される以上は、小田原市補助金の交付等に関する規則等に基づいて、適正に執行する必要がある。	小田原市片浦財産区に係る補助金交付要綱に基づき、自治会連合会に交付した補助金について、実績報告書に事業結果報告書を添付し、適正に補助金を執行するよう、申請者である片浦地区自治会連合会長に申し入れました。